

「海の京都 旬のグルメキャンペーン」実施要領

1 目的

丹後ならではの豊かな自然で育まれた海の幸を広く発信し、観光客を呼び込み地域産業の活性化を図る。

2 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 丹後
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町。
- (2) 飲食店等
飲食店又は食事のみの利用が可能な宿泊施設。
- (3) 京都産海産物
京都府で水揚げ、養殖等した海産物。
- (4) 事務局
京都府丹後広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課 商工労働観光係。

3 概要

キャンペーンの概要は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局は、京都産海産物を使用したメニューを提供する飲食店等を募集し「海の京都 旬のグルメキャンペーン(以下、「キャンペーン」という。)」を実施する。
- (2) キャンペーンに参加する飲食店等は、対象メニューを注文した方へキャンペーン概要を説明し、アンケートフォームの二次元コードが記載されたカード(以下、「キャンペーンカード」という。)を配布する。ただし、キャンペーンカードは対象メニュー提供時に配布する。
- (3) 事務局は、アンケート回答者に先着及び抽選で「海の京都コイン(※)」をプレゼントする。ただし、配布者数及び1人当たりの配布額については、別途定める。
- (4) キャンペーンは年2回とし、秋は9月1日から10月31日まで、冬は12月8日から3月13日までとする。

4 飲食店等の参加要件

- (1) 丹後に所在し、飲食店営業許可等を有する飲食店等であり、飲食スペースがあること。なお、海の京都コイン加盟店でなくとも参加は可能。
- (2) 京都産海産物を使用したメニューを提供すること。なお、仕入れの都合上等でやむを得ず他地域産を使用する場合は、その旨明示すること。
- (3) 事務局が実施するキャンペーン、聞き取り調査及びアンケート等に参加、協力すること。
- (4) 対象メニューを注文した方へキャンペーン概要を説明し、対象メニュー提供時にキャンペーンカードを配布すること。
- (5) 使用した京都産海産物をメニュー等に表示すること。
- (6) 事務局が作成するチラシ及びホームページに掲載可能な店舗外観及び料理等の写真を提供できること。
- (7) 食品衛生法等関係法令を遵守していること。

5 飲食店等の参加申請

- (1) 別紙様式に必要な事項を記載し、令和7年7月4日（金）までに事務局宛てに提出すること。なお、各季節5品までエントリーすることは可能だがチラシに掲載するのは各季節1品とし、その他はホームページに掲載する。
- (2) 申請書には、営業許可証の写し、チラシ及びホームページに掲載可能な写真を添付すること。
- (3) 申請した店舗情報に変更が生じた場合は、速やかに届出を行うこと。
- (4) 事務局は、飲食店等が参加要件を満たさなくなったとき、その他法令違反等認定店に相応しくない事由を確認した場合は、当該飲食店等の申請を取り消すことができる。

6 飲食店等の参加特典

キャンペーン参加店舗一覧をマスコミ等に広く周知。

- (1) キャンペーンチラシを作成及び配布。
- (2) 京都府及び海の京都 DMO のホームページに店舗情報を掲載。

7 その他

その他認定の実施に必要な事項は、事務局が別に定める。

(※) 海の京都コインとは

ふるさと納税の返礼品として、寄付額に応じて発行される電子ギフトですが、ふるさと納税以外にキャンペーン等の特典として地元の方や観光客も受け取ることができ、海の京都コイン加盟店で電子マネーと同じように使用できます。

附則

この要領は、令和6年6月26日から施行する。

この要領は、令和7年6月4日から施行する。